

広島県告示第三百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		広島県廿日市市新宮一丁目、天神地内			
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
新宮神社（八一七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新宮神社（八一七）地区	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
篠尾（五〇五三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	篠尾（五〇五三）地区	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局に備え置いて縦覧に供する。